

令和6年度 赤い羽根×福祉の輪づくり運動 特別助成プログラム Vol. 2
「ヤングケアラー」を支える赤い羽根プロジェクト
応募要領

社会福祉法人 山口県共同募金会

1 趣 旨

この助成は、山口県社会福祉協議会が推進する「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の中でも特に潜在化しやすく支援の手が行き届いていないとされる「ヤングケアラー」にスポットを当て、地域における新たな支援活動の展開や既存の支援活動の活性化を促進するプロジェクトです。

2 実施主体

山口県共同募金会

3 協働実施

山口県社会福祉協議会

4 助成対象活動期間

助成決定の日（令和6年7月中旬の予定）から令和7年3月31日（月）まで
ただし、活動内容によっては令和6年4月1日（月）まで遡ることができるものと
します。

5 助成対象団体

法人格の有無は問いませんが、民間非営利団体であり、団体名義の預貯金口座を有
していることを条件とします。

6 助成対象活動

山口県内の地域において実施する、ヤングケアラーや家族に対する支援活動を対象
とします。次の活動例も参考にして検討してください。

【助成対象となる活動例】

- ヤングケアラーへの理解や支援を活性化させるための活動
（ヤングケアラー支援に係る研修・セミナーの開催、周知対象を絞った広報啓発など）
- ヤングケアラーや家族を対象とするフードパントリー活動
（食品・日用品の配付など）
- ヤングケアラーをサポートする活動
（レスパイトのための活動、「ケアラー本人がやりたいこと」を応援する活動など）

7 対象経費

以下の費用を助成対象とします。

- (1) ヤングケアラーや家族の支援に必要な備品・消耗品費、印刷費
- (2) ボランティアの交通費（実費）

- (3) ボランティア行事用保険料
- (4) 研修や講演会などの講師料や会場費
- (5) 居場所などに使用する建物の改修、備品整備、家賃・光熱費などの経費
- (6) フードパントリーを実施する場合の食品及び日用品の購入費
(1世帯当たり1回につき2,000円を上限)
- (7) その他本会が認める経費

8 対象外経費

以下の経費は助成対象外とします。

- (1) 団体スタッフの人件費
- (2) ボランティア活動保険料
- (3) 活動を実施する上での必要性が乏しいなど本会が対象外と判断する経費

また、行政や他の民間助成団体から委託を受けて行う活動については原則として対象外としますが、この場合にあっても、当該活動の回数や対象者数の拡大を図る取組については助成対象とします。

9 助成額

1団体当たりの助成額は30万円を上限とします。

ただし、令和5年度に本助成を受けて活動実施した団体は50万円を上限とします。

10 応募方法及び助成決定等

- (1) 応募期間は令和6年4月1日(月)から6月28日(金)までとします。
- (2) 応募に当たっては、以下の書類等を作成の上、応募期間内に本会宛て送付してください。
 - ア 助成応募書(様式1)
 - イ 活動計画書(様式2)
 - ウ 団体名義の通帳のコピー(通帳の表紙及び1、2ページ目)※ 備品を購入される場合、見積書を添付してください。また、応募の活動内容により、その他の関係資料を求めることがあります。
- (3) 助成決定については、7月中旬を予定しており、文書で決定の可否をお知らせします。
- (4) 助成金は、助成決定後1週間以内に応募の際に提出いただいた団体の預貯金口座へ振り込みます。
- (5) 応募の活動計画の内容に大きな変更がある場合、あらかじめ本会へご相談ください。
- (6) 活動終了後1か月以内に活動実施報告書(報告書の様式等は助成決定時にお示しします。)を提出していただきます。
- (7) 虚偽の申請又は報告があった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めることとなります。

11 応募・問合せ先

社会福祉法人山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809 Email yamaguchi@akaihane.net